



消防白書 平成15年版

平成15年版消防白書が、平成15年12月16日の閣議報告を経て公表されていますので、その概要についてまとめてみました。詳細については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/>) をご参照下さい。

第1節 火災予防

火災の状況と最近の動向（平成14年実績）



出火件数は63,651件発生しており増加している。冬季から春季にかけて火災が多く、放火を除くと、住宅火災は建物火災の57%を占めている。火災でなくなられた方は、2,235名で冬季と就寝時間帯に多く、建物火災により亡くなられた方の87%が住宅で発生し、65歳以上の方が半数を占めている。死因は火傷が45%、一酸化炭素中毒・窒息が42%で、死に至った経過は、火災発見の遅れにより逃げ遅れた方が64%となっている。

消防機関の火災覚知の方法として、119番通報が73%となっており、初期消火には、29%が消火器・水バケツなどを使用したとなっているが、初期消火しなかった物件が38%もあり、10年前に比べ、6%も増加している。

出火原因は、「放火」による火災が6年連続して第1位の23%、「たばこ」による火災は11%で微増したが、「こんろ」による火災及び「ストーブ」による火災は減少した。

火災予防行政の現況（平成15年3月実績）

防火管理制度について、防火管理者の選任率は73%で、消防計画の届出率は65%となっている。また、高層建築物、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原が分かれているものについては、共同防火管理協議会を設けなければならないが、共同防火管理協議事項の届出率は58%となっている。

平成15年6月時点での歌舞伎町ビル火災が発生したビルと類似する小規模雑居ビル等の立入検査での違反状況については、全体の45%で何らかの違反があり、一番多い違反が自衛消防訓練未実施29%で、次いで共同防火管理事項未届25%、消防計画書未作成24%、防火管理者選任未届20%と防火管理に関するものが多い。

火災予防行政の課題

「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」を活用した違反是正指導、「違反処理データベース」の充実等により、違反是正の徹底を計る。また、防火対象物定期点検報告制度を活用した立入検査の一層の効率化、重点化に取り組んでいくことにより防火管理の実効性を確保し、工事中の建築物における防火管理の義務付けについても、法制度化等の所要の措置を講じる。放火火災防止対策については、「放火火災予防対策マニュアル」を活用し、地域全体として放火されない環境造りなどを検討し推進していく。

第2節 危険物施設等における災害対策

危険物施設等における災害の現況と最近の動向（平成14年実績）

危険物施設における火災の発生件数は、170件で、一般取扱所53%、給油取扱所32%となっている。発生原因は、人的要因63%（管理不十分60%、確認不十分32%）、物的要因17%（腐蝕劣化38%、故障38%）となっている。着火原因としては、静電気火花19%、不明15%、高温表面熱12%となっている。

漏えい事故については、331件発生しており、発生場所は多い順に、給油取扱所22% 移動タンク貯蔵所22% 一般取扱所21% 地下タンク貯蔵所18%となっている。漏えいした危険物は、第3石油類（非水溶性）40% 第2石油類（非水溶性）40%であった。発生原因は、腐蝕劣化35% 確認不十分19%となっている。

危険物行政の現況（平成15年3月実績）

平成10年4月1日からは、セルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）の設置を可能となり、2,507施設（前年度比175%）で急激に増加している。また、平成13年7月の法改正により危険物の範囲が見直しされている。

（ヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類を第5類（自己反応性物質）の品名に追加・第4石油類及び動植物油類の物品の引火点の範囲を250度未満とした。）また、平成14年10月に「危険物施設立入検査マニュアル」及び「危険物施設違反処理マニュアル」をとりまとめ、危険物施設における基準遵守の確保を推進している。危険物施設の総数は、53万施設（地下タンク23%・給油取扱所16%・移動タンク貯蔵所15%）で減少傾向（前年比98.6%）にある。立入検査時による措置命令は、317件（前年比148%）で増加した。措置命令の内容は、製造所等の緊急使用停止命令31%、位置・構造・設備に関する措置命令29%であった。

危険物行政の課題

「危険物事故防止アクションプラン」に基づいて、官民一体となって事故防止を推進している。効果的・効率的に事故防止を図るため、危険物等の性状や消防活動要領等をデータベース化した「危険物災害等情報支援システム」、消防機関からの事故報告をデータベース化した「危険物等事故情報サブシステム」の拡充を推進している。危険物施設全体に係る腐食・劣化に関する評価手法の確立を図るため、技術開発やデータの収集・整備等を行い、科学の進展等に伴い、新規危険性物質の早期把握、技術基準の見直しを含め安全対策の充実を図る必要がある。

====その他の項目の概略は省略させていただきました====

『その油断 火から炎へ 災いへ』

春の火災予防運動（H16年3月1日～3月7日）

3月は春の火災予防運動が実施されます。今年度は、『その油断 火から炎へ 災いへ』を統一標語として、3月1日（月）～7日（日）の期間実施されています。

重点項目

（1）住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器及び住宅用消火器などの住宅用防災機器等の普及促進
- イ 高齢者等の災害弱者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- ウ 地域の実情に即した広報の推進と、具体的な対策事例等の情報提供
- エ 広範な機会を捉えた住宅防火診断・訪問診断、座談会等の実施
- オ 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織等の整備・充実とモデル事業の推進
- カ 地域住民を主体とした高齢者・障害者等災害弱者の安全対策の推進
- キ 婦人防火クラブ等の自主防災組織と連携した広報・普及活動の推進

（2）林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識のかん養
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

（3）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 火災予防広報の実施
- イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底



『早春』（大阪城梅林 H16.2.13 撮影）

消火器・消火装置・自動火災報知設備・避難器具設備・防災安全用品・消防設備点検・防火対象物点検



初田防災設備株式会社

06-6779-5629

〔この紙は再生紙を使用しています〕